

平成 23 年度における契約状況のフォローアップ

平成 24 年 8 月
独立行政法人家畜改良センター

1. 平成 20 年度と平成 23 年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

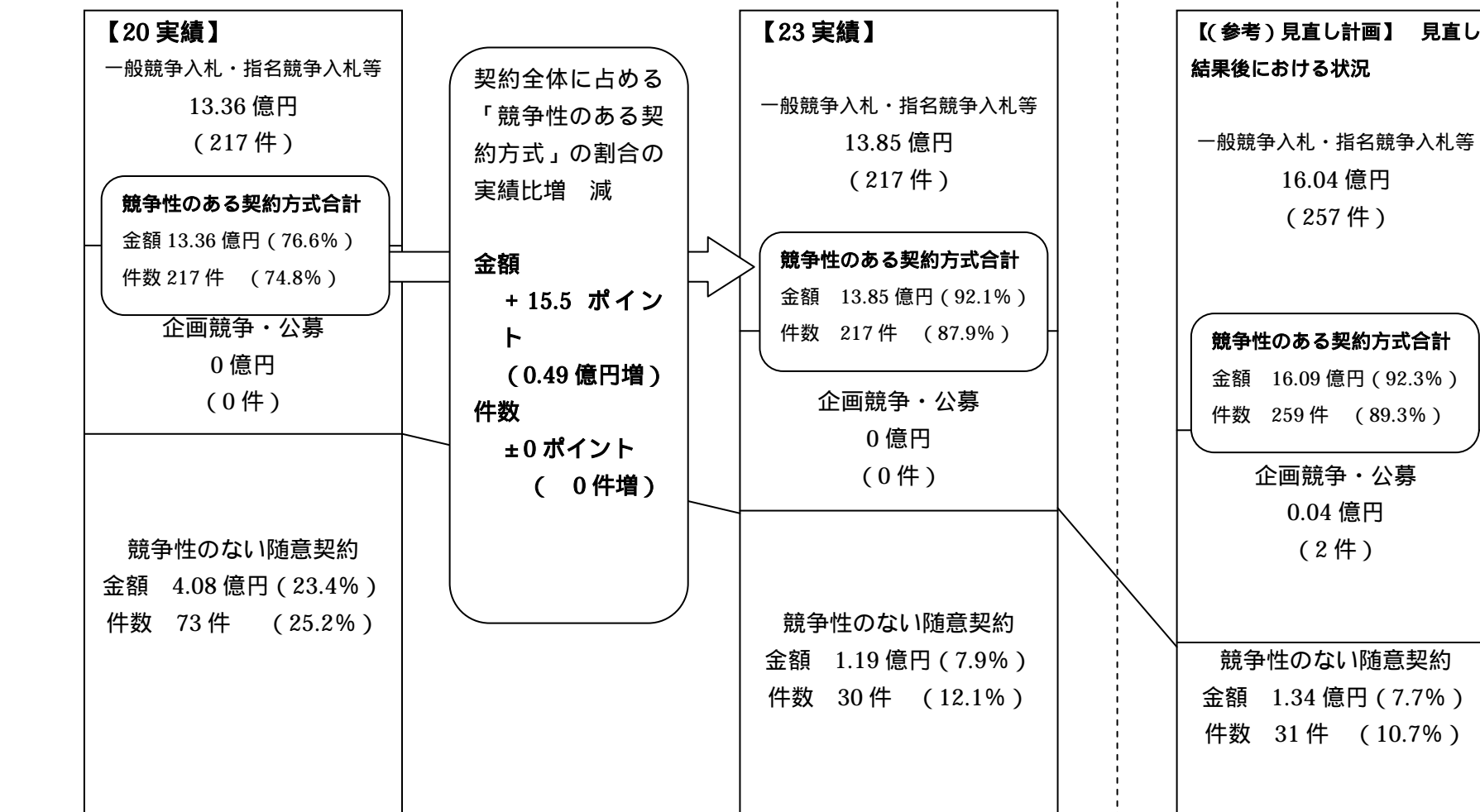
	平成 20 年度		平成 23 年度		比較増 減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(74.8%) 217	(76.6%) 13.36	(87.9%) 217	(92.1%) 13.85	(0.0%) 0	(3.7%) 0.49	(88.6%) 257	(92.0%) 16.04
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0.7%) 2	(0.3%) 0.04
競争性のある契約(小計)	(74.8%) 217	(76.6%) 13.36	(87.9%) 217	(92.1%) 13.85	(0%) 0	(3.7%) 0.49	(89.3%) 259	(92.3%) 16.09
競争性のない 随意契約	(25.2%) 73	(23.4%) 4.08	(12.1%) 30	(7.9%) 1.19	(58.9%) 43	(70.8%) 2.89	(10.7%) 31	(7.7%) 1.34
合 計	(100%) 290	(100%) 17.43	(100%) 247	(100%) 15.04	(14.8%) 43	(13.7%) 2.39	(100%) 290	(100%) 17.43

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増 減の()書きは、平成 23 年度の対 20 年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画である。

(参考) 図表 平成 20 年度と平成 23 年度に締結した契約の状況



(注)「一般競争入札・指名競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

- ・平成23年度契約として自動車保険、火災保険、賠償責任保険及び役員障害保険・労働者災害補償総合保険（4件、22.5百万円）について平成23年3月22日を開札として一般競争入札手続きを進めていたが、3月11日に発生した東日本大震災の影響により交通及び郵便事情が悪化し、また、保険会社自身が震災対応を優先せざるを得ない状況から入札の実施が困難と判断し、随意契約に移行せざるを得なかったことによる。

- ・家畜改良センター本所他11牧(支)場(6ブロック)の電力供給契約について平成23年12月に一般競争入札を実施したものの、うち9場(4ブロック)分については応札者が無く、契約の締結ができなかった。電力調達の空白を設けることは出来ず、随意契約としたことによる。(4件(9場分)、15.7百万円)

3. 平成23年度において、随意契約から一般競争入札等、企画競争、公募に移行した主な契約

- ・平成22年度における電力供給契約をもって、家畜改良センターにおける主たる契約については一般競争入札への移行が完了したため、平成23年度については該当するものが無い。

4. 一者応札・応募の改善状況

(単位：件、億円)

		平成 20 年度	平成 23 年度	比較増 減
2 者以上	件数	150(77.3%)	155(71.4%)	5(3.3%)
	金額	7.76(74.7%)	8.40(60.6%)	0.64(8.2%)
1 者以下	件数	44(22.7%)	62(28.6%)	18(40.9%)
	金額	2.63(25.3%)	5.45(39.4%)	2.82(107.2%)
合 計	件数	194(100%)	217(100%)	23(11.9%)
	金額	10.39(100%)	13.85(100%)	3.46(33.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った係数である。

(注3) 比較増 減の()書きは、平成 23 年度の対 20 年度伸率である。

5. 一者応札、一者応募に係る改善方策 (URL http://www.nlbc.go.jp/pdf/kouhyo/NLBC_2011_1sya.pdf)

6. 法人と一定の関係を有する法人との契約状況

平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

(注1)「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」(平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長)により、平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

(注2)関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の及びのいずれにも該当する法人

当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 107 に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 118 に規定する会社（当法人が議決権の100分の20以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 129 に規定する公益法人等（理事のうち当法人OBが占める割合が3分の1以上等）